

No.	年度	区分	相談者	障がい種別	相談方法	相談内容	対応結果
1	R7	行政機関等	当事者	身体	メール	<p>行政機関の食堂における相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー食券機や店員がいないため食券の購入を行えない。 ・定食メニューの小鉢を自分で選択し、取り分ける形式だが、店員がいないため行えない。 ・車いすユーザーテーブルについて、椅子が積み重ねられ、他のテーブルから離れた、利用者が注文する際に目に留まる場所に、パーテーションの設置もない、利用者がマナーを守らないと決めつけ、車いすユーザーテーブルであると主張するように車いすマークの置き方をしていた。まさに車いすユーザーはここでしか食べれないようなレイアウトとなっていた。 ・まさに無自覚の差別と感じた。 	<p>市担当部署に、相談内容を共有し対応を依頼。その後、車いす利用職員から意見を聴取の上、一般の席から離れていない場所に優先席を移動し、車いすのまま座れるよういすを置かないテーブルを設けた。また、席に呼び出しボタンを設置し、食堂スタッフが対応できる仕組みに変更を行った。</p>
2	R7	民間事業者	当事者	身体	メール	<p>医療機関（個人院）における相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前にメールで問合せを行い、入口に5cmの段差があるが電動車いすの方でも介助者同伴であれば対応可能との回答を得ていた。 ・実際に通院した際には、入口に10cmの段差があり、スロープもない。病院の受付職員は介助者がすべての介助を行うよう指示。（同行していた介助者のみでは対応困難） ・障がい特性上大きな声を出せないにもかかわらず、近づいて聞こうとしない。 ・今後、予約を取れないことを示唆する発言。 	<p>現地に職員が伺い、状況の確認と医療機関からの聞き取りを実施。障害者差別解消法の目的や理念等について説明し、合理的配慮の提供を行うよう、提案や助言を実施した。</p>
3	R6	行政機関等	家族	知的	来庁	<p>地域の小学校への進学を希望しており、家族と学校や教育委員会との協議の中で、学校と教育委員会は家族が希望する、本児の障がい特性に合致した支援を実施することは、困難であるとの回答は合理的配慮の不提供ではないか。</p> <p>その後、対応策について検討し、家族へ連絡することとなっていたが、その後数か月連絡がない。</p>	<p>家族と面談を実施し主訴を確認の上、市担当部署に相談内容を共有した。また、家族への連絡の上、丁寧な説明と対話を実施するように依頼した。その後、教育委員会が学校長と対応の経過について確認の上、家族と面談を実施。</p>